長寿第2208号 平成29年2月6日

各特別養護老人ホーム 各養護老人ホーム 各軽費老人ホーム 各短期入所生活介護事業所 管理者 様

> 岡山県保健福祉部長寿社会課長 (公 印 省 略)

特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム並びに軽費老人ホーム における生活相談員の資格要件の拡大について(通知)

特別養護老人ホーム(地域密着型を含む)及び養護老人ホーム並びに軽費老人ホーム (以下、「特別養護老人ホーム等」という。)における生活相談員の資格要件については、 法令・通知等により、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれ と同等以上の能力を有すると認められる者と規定されています。

このたび、本県では、介護支援専門員及び介護福祉士が有する専門的知識や技能等に鑑み、「介護支援専門員」及び「介護福祉士」を「これと同等以上の能力を有すると認められる者」として取り扱うこととし、特別養護老人ホーム等における生活相談員の資格要件を次のとおりとします。

ついては、資格要件のほか、入所者の生活の向上を図るため、適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる職員の配置について配慮願います。

なお、この取扱いは、<u>岡山県内(政令市・中核市を除く)に設置する特別養護老人ホーム等にのみ適用されますので、ご留意願います。</u>

記

「特別養護老人ホーム等における、生活相談員の資格要件」

- 1 「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者」(従前のとおり)
- (1) 大学等で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者(3 科目主事)
- (2) 厚生労働大臣指定の養成機関又は講習会の課程修了者
- (3) 社会福祉士
- (4) 厚生労働大臣指定の社会福祉事業従事者試験合格者
- (5)精神保健福祉士
- (6) 大学において法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者
- 2 「これと同等以上の能力を有すると認められる者」
- (1)介護支援専門員
- (2) 介護福祉士
- 3 適用開始時期

平成29年4月1日

※なお、当該取扱いは、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準(平成11年厚生省令第46号)第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとされる短期入所生活介護事業の生活相談員についても適用する。

(問合せ先)

岡山県保健福祉部長寿社会課 事業者指導班 Tel:086-226-7325